

1 3 %加算・規模区分の特例について

対象：地域密着型通所介護、（介護予防）認知症対応型通所介護

- 3 %加算・規模区分の特例について、通所介護等については、感染症や災害の発生を理由として利用者数が減少した場合に、状況に即した安定的なサービス提供を可能とする観点から、臨時的な利用者数の減少による利用者一人あたりの経費の増加に対応するための加算や、事業所規模別の報酬区分の決定に係る特例を設けることによる評価を行うことにしました。

※地域密着型通所介護及び（介護予防）認知症対応型通所介護については、**3 %加算のみ算定できます**（規模区分の特例については算定不可）。

- 今般の**新型コロナウイルス感染症**は、同加算や特例の**対象となる感染症**とされています。

2 3%加算・規模区分の特例の 令和5年度の取扱いについて

対象：地域密着型通所介護、（介護予防）認知症対応型通所介護

- 新型コロナウイルス感染症は、令和5年度も引き続き3%加算や規模区分の特例の対象となる感染症です。
- 令和5年度中に同加算や特例の対象外とする場合は、事務連絡によりお示しします。
- 令和4年度中の利用延べ人員数の減少に基づき3%加算を算定した事業所においても、令和5年度に再び同加算を算定することができます（この場合、減少月の利用延人員数が、令和4年度の1月当たりの平均利用延人員数から100分の5以上減少していることが必要）。

3 参考

対象：地域密着型通所介護、（介護予防）認知症対応型通所介護

■益田市高齢者福祉課ホームページ

➤<https://www.city.masuda.lg.jp/soshikikarasagasu/fukushikankyobu/koreishafukushika/5/7834.html>

■厚生労働省通知等

- 介護保険最新情報Vol. 937（基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について）
- 介護保険最新情報Vol. 941、1127（令和3年度介護報酬改定に関するQ & A）